

職場のハラスメントと企業の対応

～安全配慮義務の観点から～

主催 (一社) 三田労働基準協会 (幹事) ・ 渋谷労働基準協会
(一社) 品川労働基準協会 ・ (一社) 大田労働基準協会
(一社) 新宿労働基準協会 ・ (一社) 池袋労働基準協会

セクハラ・パワハラ等、職場におけるハラスメントは、職場環境の悪化をもたらすのみならず、賠償問題に発展する等、企業イメージの低下をも招来します。そのため、企業においては、職場のハラスメント防止は喫緊の課題です。

業務指導における裁量権の範囲や、訴訟における問われる責任、請求される損害賠償について、弁護士が裁判例等を基に解説します。人事・労務管理の担当者にと参考としていただきたい講習会です。

終了

1 日時 2019年6月21日(金) 14:00～17:00 (開場・受付は13:30～)

2 会場 一般社団法人三田労働基準協会 1階研修センター
港区芝4-4-5 三田労働基準協会ビル(裏面案内図参照)

3 講師 木村恵子 弁護士 (安西法律事務所)

4 内容

- ・セクハラ・パワハラと企業の責任
- ・指導監督、業務命令の権限の限界
- ・精神疾患の発症と労災認定
- ・ハラスメントによる精神疾患発症に対する安全配慮義務
- ・企業がとるべきハラスメント防止対策

5 受講料(消費税・資料代含む) 会員 5,000円 それ以外の方 7,000円

6 定員 34名

7 申込方法等

② 受講申込: 裏面「申込書」を、三田労働基準協会 まで Fax(03-3451-7692) して下さい。

② 申込受付と受講料の振込: 受講可能な場合は受講番号を記入のうえ「受講票」として申込担当者に Fax 返信いたします。受講料は受講票到着後 2週間以内(到着から6月21日まで2週間ない場合は6月14日(金)まで)に次の銀行口座にお振込み下さい(振込手数料はご負担願います)。

・銀行名	三菱UFJ銀行 田町支店	・口座番号	普通預金 0397963
・口座名義	一般社団法人 三田労働基準協会	・名義人住所	東京都港区芝 4-4-5
・振込人名の前に	講習会の月日を記入下さい(例0621 〇〇カイシャ等)		

③ 受講の取消: 6月14日(金)までの取消しは受講料を全額返還いたします(振込手数料はご負担願います)。それ以降の取消しは返還できませんので予めご承知おき下さい。

④ 受講者は、Faxされた受講票を当日持参し受付にご提出下さい。

8 問合せ先 (一社) 三田労働基準協会 港区芝 4-4-5 URL <http://www.mita-roukikyo.or.jp>

電話: 03-3451-0901 FAX: 03-3451-7692

*この講習は城南労働基準協会協議会(三田、品川、大田、渋谷)及び新宿、池袋労働基準協会の共催により開催し、幹事協会は三田労働基準協会です。